

地域防災計画の修正素案に関する提言

東京都は、昨年11月に作成した「東京都防災対応指針」（以下、「防災対応指針」）および4月に発表した「首都直下型地震等による東京の被害想定」（以下、「被害想定」）をふまえ、9月に「地域防災計画 - 震災編」の修正素案（以下、「素案」）を発表する予定です。

地域防災計画の修正にあたって具体的に改善・強化すべき課題については、日本共産党都議団が「防災対応指針」の策定にあたって知事に提出した「提言」で、明らかにしています。

今回の「素案」については、昨年11月の「提言」を前提に、その後発表された「被害想定」の問題点や新たな知見などをふまえ、重点をしぼって、改善・強化すべき立場と課題について知事に提案するものです。

【地域防災計画修正にあたって、重視すべき立場】

- 1、「被害想定」について、最悪の事態を想定し、最新の知見を反映したものにねりあげるとともに、都民にすべての情報を公開して、意見を求め、必要な修正をはかるものとする

地域防災計画策定の前提となる「被害想定」は、堤防の損壊を想定しない、強風下での火災延焼を除外している、複合災害については危険性の指摘にとどまるなど、被害をいちじるしく低く抑えている、「被害想定」の策定過程と想定に使用されたデータが十分に明らかにされていないため、「被害想定」の是非を都民が検証できない、などの弱点があります。

したがって、これから修正される地域防災計画では、これらの弱点を正す必要があります。また、都心部に活断層が存在する可能性があることや東海・東南海・南海の3連動地震による首都圏への津波や長周期地震動の影響など、最新の知見をふまえて、たえず見直しをおこない、修正することが必要です。

- 2、現行の地域防災計画の、「都民の生命、身体及び財産を守る」という都の責任をあいまいにし、もっぱら都民の自己責任を第一とし、区市町村に第1義的責任をおしつけるという、間違った立場を改めること

災害対策基本法は、災害に関する都道府県の責務として、その都道府県の「住民の生命、身体及び財産を保護する」こととし、そのための地域防災計画を作することを定めて

います。

しかし、現行の東京都地域防災計画は、目的ではこの立場を述べているものの、基本理念では、「まず第一に『自らの生命は自らが守る』という自己責任原則」として、事実上、都の責務を形がい化させています。このため、個々の対策も、住宅の安全化は、基本的に個人まかせとなっており、都が責任を持つべき都市施設の安全化も首都機能の維持が中心となるなど、都民の生活の場での安全対策がきわめて不十分になっています。

これらの弱点を正し、都が都民の命と健康、財産を守るために責任をおうという立場を貫いて、地域防災対策を策定し、備えを万全にすることが求められています。

3、予防対策を最重点に、都民の命と健康及び財産を守るための減災目標と達成期間を明確化した、実効ある計画にすること

現行地域防災計画では、「死者の半減」「避難者の減」「外出者の早期帰宅」という三つの柱による減災目標をしめし、これを10年で達成するとしました。これ自体、「都民の身体及び財産を守る」という角度が見えない欠陥目標ですが、この減災目標及び震災対策事業計画などについて、計画の全面的な到達状況については、現時点でもいまだまとめられていません。

一部明らかにされた個別の執行状況についても、木造住宅耐震改修助成(目標1900件、実績232件)、河川高潮防御施設の整備(目標3.6km、実績0.3km)などいずれもはかばかしくないのが実態です。

素案では、予防対策を最重点に、負傷者数や住宅損壊などの減災目標を加え、対策を明確化・数値化・体系化すべきです。同時に、それを補うものとして、都が区市町村や住民と一体となって、責任ある応急対策をねりあげるべきです。最終的には、都民の意見を広く募り、都民の意見を踏まえた地域防災計画・各種防災計画をねりあげるべきです。

【防災対応指針への提言を踏まえた、わが党の重点的提言項目】

1 震災被害を予防するという立場で、都民の命と身体、財産を守るための防災まちづくりを急速に進める

住宅の耐震・不燃化を重点的に推進する

都民の命と身体、財産を守るためにも、建築物と地域の耐震化・不燃化・難燃化こそが基本であることを明確にし、「逃げないですむ安全・安心のまち」の実現にむけた施策を、地域ごとの実状、歴史、特性をふまえ、住民とともにすすめることをあきらかにすべきです。その際、都内のすべての地域で、住宅の耐震化と不燃化が抜本的に進むよう、財政支援をはじめとするこれまでの都の施策の抜本的な拡充をはかる立場を鮮明にすること。また、地震の際、自動的におちる「感震ブレーカー」の設置促進など、通電火災対策を促進すること。

木造住宅密集地域の安全化をはかる

木造住宅密集地域の安全化は緊急課題ですが、延焼遮断帯など道路建設を住民の犠牲で強行するという立場から、地域内の住宅の耐震・不燃・難燃化、従前権利を基本的に保証する方向での共同建て替え、さらには道路の隅切りや拡幅などにたいして大幅な助成をおこなうこと、公共空地・緑の拡大などを進めること、あらゆる事態を想定した消火水利の確保など、地域住民・コミュニティの意向を尊重した安全化・安全対策を促進する立場に切り替えること。

液状化、地滑りなどから住宅地を守る

低地帯の液状化対策や避難対策、多摩地域などの急傾斜地や盛土造成宅地の崩壊対策への情報提供、支援を抜本的に強めること。

超高層ビルの長周期地震動対策を推進する

長周期地震動による防災課題を調査・研究してあきらかにすること。高層マンションの家具などの転倒防止、火災対策、備蓄対策などへの支援を進めること。

地域コミュニティの安全化および防災力向上への抜本的な支援をおこなう

市区町村と協力し、地域ごとの危険要因、防災力の現状を示すハザードマップを示し、コミュニティの安全化への取り組み支援を大幅に強化すること。

堤防、橋梁、鉄道などの耐震化を危険性の高い地域から計画的にかつ緊急に進める

河川堤防や護岸・防潮堤、橋梁については、元禄関東地震や首都直下型地震などを想定した耐震性調査をおこない、区部東部低地帯など危険性が高い地域から、緊急に耐震補強を進めること。鉄道の脱線やがけ崩壊などによる被害の危険性を事業者まかせにせず、万全の対策を進めること。

津波対策を強化する

各地域の海水面からの標高を表示し、周知徹底すること。被害想定がおこわれていない、中小河川の被害想定と対策を進めること。堤防外に多数存在する建築物の被害を防ぐ対策を実施すること。

また、大津波に備え、必要な避難施設を民間の協力をえて万全に整えること。とりわけ大規模な津波発生が想定される島しょ地域については、緊急時に機敏に対応できる体制や避難施設の整備を緊急に進めること。

ライフラインの安全化と緊急時への備えを進める

上下水道、ガス、電気などのライフラインの安全化は、立ち遅れており、対策の抜本強化をはかるとともに、緊急時の代替手段を万全にすること。

危険地域の開発の規制と誘導を強化する

これまで、津波や液状化などの危険性が高い臨海部や低地帯をはじめ急傾斜地などの開発規制、埋戻しによる宅地造成などの安全性の点検など、開発を規制・コントロールは極めて不十分であり、東京には危険地域が広がっています。東京の超過密化をはじめ、危険地域の増大を防ぐための規制・コントロール、危険地域の安全化を抜本的に強化すること。

東京湾の安全化を推進する

東京湾岸には、石油タンクなど危険物施設が集積しており、地震や津波によって、大火災などが発生し「火の海」になりかねない危険を抱えています。見るべき対策はとられていません。このままでは東京湾の物流機能が破壊され、沿岸地域までもが大火災などに襲われる危険が強いといわなければなりません。都内の危険物施設はもとより、東京湾全体の危険物施設について、国及び沿岸自治体と協力し、総点検と安全化を緊急にすすめること。

2 大地震時における応急対策を強化する

消防体制の強化をはかる

消火困難地域の解消のため、水利施設の設置、道路の隅切りや電柱の地中化、軽消防車、赤バイなどを含む消防車両、重機など救済資器材の大幅増強をおこなうこと。

地域の防災力の強化への支援を大幅に強める

消防団の資機材などの大幅増強をはじめ、地域ごとの初期消火資機材の確保、実践的な訓練活動などへの支援を強化すること。

避難場所、防災活動拠点を大幅に確保する

いま大地震が発生すれば、数百万人にもおよぶ被災者が発生しかねません。そのための避難場所なども不足しており、複合的災害や火災などの状況によっては、いま定められている避難場所は適当ではない危険があります。避難場所と応急対策を進める拠点となる防災活動拠点などを抜本的に拡充すること。避難場所については、女性の視点や心のケアなども重視し、安心して避難生活を送れるよう最大限の対策を講じるようにすること。

飲料水、食料品などの備蓄を充実する

物流機能の回復期間が長期化する事態などにも備え、飲料水、食料品、燃料などの備蓄を大幅に拡充するとともに、迅速で適切な活用・提供体制を構築すること。また、東日本大震災の経験をふまえて備蓄品目の見直しをおこなうこと。

帰宅困難者対策の充実をはかる

公共施設はもとより、民間施設についても帰宅困難者を受け入れる仕組み、体制をつくり、必要な物資の備蓄を進めること。

災害時の医療体制を強化する

都内の病院の耐震化の100%達成、災害拠点病院の増設・機能強化、慢性疾患医療や心のケアをふくめた災害時の医療体制整備、医薬品の備蓄などを緊急に進めること。

災害弱者の安全を守る体制をととのえる

障害者、高齢者、乳幼児、在宅療養患者など災害弱者対策について、区市町村と協力して実態を調査し、災害時の情報伝達、避難の方法、外出時の帰宅支援、避難場所の確保、必要な福祉・医療の提供など、実効性のある支援計画・支援体制をつくり、周知・徹底すること。

福祉避難所の指定を促進するため、都と区市町村、社会福祉協議会が連携した仕組みを構築するとともに、福祉避難所として必要な耐震化や、備蓄倉庫、自家発電・太陽光パネルなどの施設・設備整備、および備蓄にたいする財政支援をおこなうこと。

3 原子力災害対策の抜本的充実をはかる

東京都地域防災計画の見直し・修正にあたり、「震災編」だけでなく「原子力災害編」の見直し・修正も行なうこと

原子力災害対策は、東日本大震災と福島第1原発事故から全面的に教訓を引き出し、原発に批判的な学者をふくめて広く有識者、専門家の英知を結集し、都民に開かれた検討のもとに進めるべきです。また、東海地震の想定震源域にある浜岡原発を廃止するために力をつくすことを明確に打ち出すこと、浜岡原発での原子力緊急事態の発生を想定し、その重大な影響から都民の生命および財産を守るための計画または指針を策定すること。

以上